

## 山川議員 要望項目一覧

### 令和元年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>◎産廃の安全性担保における具体策について 知事は県民の生命、水、ライフラインを守るべき責務があります。その一方で産業活動もあります。そこで環境と経済の調和を図る指針となるマップの作成及び安全性担保における情報提供等を行い政治の信頼回復に向け以下3点对策を講じられたい。</p> <p>① 令和元年9月議会で見直しの方針となった黒塗り資料の開示状況について、現在まで公表に至っていません。そもそも地下水の観測井戸の位置図、地下水位記録が個人情報であるはずがありません。具体的にどこが個人情報に該当するか、該当しない部分の黒塗りの開示の目途を早急に示してください。</p>	<p>環境管理事業センターは、平成28年に文書開示請求を受けた文書のうち、現在の事業計画に関してセンターが行ったボーリング調査結果（地下水位観測結果等）については、全て開示されていると承知している。このうち、個人所有の井戸の利用状況等については、個人が特定できる情報であり、非開示情報（個人情報）に該当すると判断して部分開示とされたものである。</p> <p>当該個人情報に係る非開示については、令和元年9月県議会での議論を踏まえ、センターで検討された結果、今後の開示に当たっては、個々の情報ごとに吟味し対応するなど、開示の方法を工夫する方針とし、その内容は、令和元年10月7日の常任委員会で報告している。</p> <p>なお、センターが非開示としたのは、個人所有の井戸の利用状況等（水質調査ではない）であり、まさに個人情報であると考えている。</p>
<p>② 県民の生命に最も直結し、県の貴重な財産である水です。地下水は広範囲に及び現状把握は難しく、また最近日本各地で自然災害の多発もあり、実際大山では2011年に24時間降水量783.5ミリを記録した例もあります。もしも施設からのオーバーフロー、漏水等が起きれば取り返しがつかない事態になります。鳥取県は環境影響評価条例を有しています。この条例に基づき環境へ最も影響のない場所である条件を大前提に掲げて、環境条件上建設を回避すべき場所を明確に示し、県内全域の環境影響地質マップの作成をし、公開してください。</p>	<p>センターの処分場内の雨水排水路関係については、近年のいわゆるゲリラ豪雨等を考慮して米子市での50年に一度の降水量を、水処理施設及び浸出水調整槽については埋立期間と同期間における米子市での最大降水量を設定するなど、適切に処理できる設計として現在の事業計画を立て、生活環境影響調査も実施している。</p> <p>今後、県は、廃掃法の設置許可手続において、法令基準の適合状況等を審査し、施設の安全性を確認していくとともに、事業計画地内の地質マップについて検討する。</p>
<p>③ 地域住民が最も危惧するのは、地下水の問題です。上記②で適地と判断された箇所には地下水流向調査も必須項目に加えてください。</p>	<p>安全性を確かめるための環境が整えば、専門家の意見を聴きながら計画中の処分場に係る地下水流向調査も行いたいと考えている。</p>